平成２１年（フ）第２９７３号
名古屋市千種区松軒２丁目８番３号　市川ビル402号、住民票上の住所名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟710号
債務者　山田　幸広
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８１５９号
大阪府東大阪市五条町５番５号
債務者　田島　壽顕
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９２１号
東京都文京区千駄木３―34―９、住民票上の住所神戸市長田区上池田４丁目３番26号
債務者　丸山　　裕
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８６７号
大阪市都島区中野町２丁目４番19―412号
債務者　森田　清次
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１７９号
大阪府豊中市千里園２丁目７番５―305号
債務者　片山美智子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２３５号
大阪市城東区諏訪４丁目12番４号　エスポワール深江203
債務者　デジタルショップＪこと　上地　秀和
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２４０号
大阪市生野区舎利寺２丁目３番30号
債務者　吉原　志野
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３０３号
大阪市西成区玉出中２丁目12番14―506号
債務者　田原　利男
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３５１号
大阪府枚方市南楠葉１丁目57番26号
債務者　久田　耕市
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４１６号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目７番５号グローハイツ松崎203号
債務者　細山　　修
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０１１号
大阪市福島区鷺洲５丁目10番８―606号
債務者　山西　　恵
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１７３号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番12―202号
債務者　平尾　重一
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２０９号
大阪府池田市井口堂１丁目５番16号、主たる営業所大阪府池田市石橋１―９―13
債務者　喫茶ラウンジドットこと　井宮　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３６１号
大阪市港区市岡元町２丁目４番27号
債務者　三木　幸代
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３６５号
大阪府池田市天神２丁目10番10号　ローズコーポ石橋
債務者　瀧本　芳江
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３７７号
大阪府枚方市印田町16番２号、住民票上の住所大阪府枚方市池之宮２丁目５番１―305号
債務者　西田　末子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４０３号
大阪府高槻市芥川町２丁目21番２号
債務者　川元　正明
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４５０号
大阪府門真市島頭３丁目23番９号
債務者　菅原美和子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部